

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

上 三 川 町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とする青年等が目標とすべき農業経営の指標	10
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	10
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標	11
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	11
2	農用地の利用関係の改善に関する事項	12
3	実質化された人・農地プランとの一体的な運用に関する基本的な事項（地域計画策定までの経過措置に限る）	12
4	経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項	12
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	13
1	地域計画推進事業に関する事項	13
2	利用権設定等促進事業に関する事項 （地域計画策定までの経過措置に限る）	14
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	19
4	農業公社及び農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	22
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	22
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	23
第6	その他	24
別紙1		25
別紙2		26

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 上三川町（以下「町」という。）は、栃木県の東南部、首都90Km圏に位置し、東は真岡市、西及び南は下野市そして北は県都宇都宮市と接している。町の地形は、ほぼ平坦で町内を流れる鬼怒川、田川、江川の各一級河川流域は利根川水系として水利もよく土地も肥沃であり農業生産には恵まれた条件にある。この条件を生かして稲麦、特産の「干瓢」を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、また、首都圏に位置する地理的優位性を生かし施設園芸の導入が進み、土地利用型と施設園芸を組み合わせた複合経営が展開されている。

今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入し拡大することにより、地域としての産地化を確立していくものとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の賃借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

2. 町の農業構造については、農家数が過去5年間で215戸減少（1,068戸）するとともに、農業従事者数も減少傾向をたどっている。年齢別にみると60歳以上が79.5%、50歳以上を含めると88.6%を占めるなど高齢化が著しく進み、農業の担い手不足が深刻化している。

農業生産は、米麦等土地利用型作物をはじめイチゴやトマト、ニラなどの施設園芸が中心となっている。

農業生産の低コスト化を図るため、カントリーエレベーター・ライスセンターの活用や上三川町農業公社による農作業受委託の推進、担い手への農地の集積・集約の促進などの取組を行っているが、農業後継者に継承されない又は認定農業者等に集積されない農地が一部遊休農地となりつつあり、これを放置すれば認定農業者の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

このようなことから、農業が職業として選択し得ることのできる魅力とやり甲斐のあるものとなるよう、農地の流動化・担い手の育成を積極的に推進する。

3. 町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、首都圏という有利な条件のもと農業に携わる人々が希望と意欲をもって取り組めるよう明るい展望の開けた農業を確立することが重要である。

このため、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図ることとする。

さらに、実質化がなされた人・農地プラン又は地域計画に基づき、中心経営体として位置付けられている地域の担い手への農地集積による土地利用型農業の体質強化を図るとともに、農業従事者の高齢化や後継者不足等による農地の遊休化を防止する施策を講じ、農地の有効活用を目指していく。

具体的な経営の目標は町及び周辺市町において現に成立している優良な経営の

事例を踏まえつつ、地域における他産業従事者と比較しても遜色のない年間の農業所得及び労働時間の水準を目標とした次表のとおりとし、これらの経営体为本町農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

年間農業所得	年間労働時間
1 経営体あたり 5 8 0 万円程度	主たる農業従事者 1 人あたり 年間 2, 0 0 0 時間程度 ※ 1 日 8 時間労働で年間 2 5 0 日

4. 町は、地域農業の担い手の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業団体が地域農業の振興を目的とする自主的な努力を助長することを旨として、農業経営の発展をめざすに当たって、上三川町農業委員会（以下「農業委員会」という。）、上三川町農業再生協議会（以下「再生協議会」という。）、宇都宮農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、上三川町農業公社（以下「農業公社」という。）、栃木県河内農業振興事務所（以下「農業振興事務所」という。）等の関係機関との連携を図りながら、これを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

次に上三川町総合計画の基本構想「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち上三川」の実現にむけた効率的な土地利用、生産体制の組織化、経営の複合化を促進し高品質で生産性の高い農業の確立を図るため、次に掲げる事項について重点的に推進する。

- ① 地域農業の担い手を核とした効率的な農業が展開できる地域農業と経営管理能力に優れた意欲ある担い手を育成するため、農地の集積・集約化、農作業受委託の促進を図る。
- ② 水稻、麦等を合理的に組み合わせた作付体系、土地利用方式を推進し、麦等作物の定着化、団地化に努め、生産性の高い水田農業の確立を図る。
- ③ 生産コストの低減と、消費者ニーズに対応した生産を展開するため、農業機械施設の適正な導入及び既存機械施設の効率的活用、集落営農の組織化、土作りの推進を図る。
- ④ 土地生産性を維持向上しつつ、有機物資源の有効活用、化学肥料、農薬等の生産資材の使用に伴う環境への影響の軽減等を図るなど、環境に配慮した農業生産に努める。
- ⑤ 地域の担い手が農地を利用しやすくするために、ほ場の大区画化、農業用施設の更新、農道の拡張に加え、ICT技術の導入を視野に入れた生産基盤の再整備を実施するとともに、それに併せた農地の集積・集約化を推進することで、将来にわたり持続可能な農業の推進を図る。
- ⑥ 稼げる農業に向けた園芸作物の持続的な振興を図るため、農業経営規模の拡大や新規就農者の参入を支援するとともに、関係機関との連携により、都市近郊に位置する立地条件を活かした、国内外の産地間競争に耐えうる園芸産地づくりに努める。

さらに、農業経営改善による望ましい経営体の育成を図るため、農業経営基盤

強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）や土地利用型農業に意欲的な農業者に対しては、農業公社や農業協同組合等と連携を密にして、農地中間管理機構を活用した農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、農業経営の規模拡大に資するよう努める。また併せて集約的な経営展開を助長するため、農業振興事務所の指導の下に既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

5. 本町における生産組織は効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体となる多様な担い手になり得る存在であるが、高齢化や後継者不足の進展により、次代の担い手等の確保が困難になることが予想される地域においては、集落営農組織間の連携や再編、広域的に農業経営を営む法人等の設立や企業の農業参入の推進に取り組むなど、地域農業の維持を図ることを主眼とし、広範囲に営農を展開する組織等を育成する。

6. 町内農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結による農業経営改善計画の共同申請の推進、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参画・協力を促進する。

また、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等の間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域住民の意向を十分に把握した上で、農地や水路の維持管理をはじめとした地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持等により、農業・農村が有する多面的機能が維持・発揮され、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用をこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

7. 本町の令和2年度の新規就農者は4人であり、過去5年間の平均では年4.4人の状況となっている。今後も園芸産地として生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたり地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

栃木県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間300人を踏まえ、本町においては年間5人の当該青年等の確保を目標とする。

具体的な経営の目標は町及び周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間所得の確保を目標とし、次表のとおりとする。

年間農業所得	年間労働時間
1 経営体あたり 200万円程度	主たる農業従事者1人あたり 年間2,000時間程度 ※1日8時間労働で年間250日

また、新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農から経営定着まで細やかに支援を行うことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農業公社による紹介、農地中間管理機構の活用、技術・経営面については農業振興事務所や農業協同組合等の指導などの支援を行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、町における主要な経営類型についてこれを示すと次のとおりである。また、経営の多角化の参考として、6次産業化の主な取組事例を記載した。なお、生産調整については、経営面積と一致するものではない。

【個別経営体】（農業経営の指標の例）

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
NO、1 水 稲 + 麦	<作付面積> 水稲=9ha 麦=6ha <経営面積> 15ha 作業受託 6ha	<資本装備> ・トラクター（40PS）1台 ・乗用田植機（6条植）1台 ・コンバイン（4条刈）1台 ・乾燥機RC(CE) 又は乾燥機(30,24石) 各1台 <その他> ・機械の効率的利用を図るための作業受託 ・作付けの団地化	・複式簿記の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化

<p>NO、2</p> <p>いちご + 水 稲</p>	<p><作付面積> いちご = 40a</p> <p>水稲 = 250a</p> <p><経営面積> 3ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (34PS) 1台 ・乗用田植機 (4条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・ビニールハウス (40a) ・乾燥はRC(CE)利用 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作付けの団地化 ・パート労働力の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の実施 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化
<p>NO、3</p> <p>冬春トマト + 水 稲</p>	<p><作付面積> 冬春トマト = 60a</p> <p>水稲 = 250a</p> <p><経営面積> 3.1ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (34PS) 1台 ・乗用田植機 (4条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・連棟ハウス (60a) ・乾燥はRC(CE)利用 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パート労働力の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の実施 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化
<p>NO、4</p> <p>にら + 水 稲</p>	<p><作付面積> にら = 70a</p> <p>水稲 = 250a</p> <p><経営面積> 3.2ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (34PS) 1台 ・乗用田植機 (4条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・ビニールハウス (70a) ・にら出荷調整機 1台 ・乾燥はRC(CE)利用他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パート労働力の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の実施 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化
<p>NO、5</p> <p>アスパラガス + 水 稲</p>	<p><作付面積> アスパラガス = 50a</p> <p>水稲 = 250a</p> <p><経営面積> 3.0ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (34PS) 1台 ・乗用田植機 (4条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・ビニールハウス (50a) ・乾燥はRC(CE)利用他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同選果施設利用 ・パート労働力の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の実施 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化

<p>NO、6</p> <p>夏秋なす + ゆうがお + ねぎ（玉葱） + 水稲</p>	<p><作付面積></p> <p>夏秋なす=60a ゆうがお=10a ねぎ =30a 水稲 =250a <経営面積> 3.5ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター（34PS）1台 ・乗用田植機（4条植）1台 ・コンバイン（3条刈）1台 ・乾燥はRC(CE)利用他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パート労働力の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の実施 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化
<p>NO、7</p> <p>花き</p>	<p><作付面積></p> <p>バラ=30a (代表作物)</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室（30a） ・ロックウールシステム一式 ・暖房機、保冷库 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の実施 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化
<p>NO、8</p> <p>酪農</p>	<p><飼育頭数></p> <p>成牛=60頭 育成牛=20頭</p> <p><作付面積> 飼料作物=13ha <経営面積> 13ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳牛舎(1,200㎡)1棟(バンクーナ方式) ・ミルクパラー 一式 ・サイロ 1基 ・トラクター(68PS)1台(共同利用) ・(34PS)1台 ・ローダー 1台 ・マニユアスプレッダー 1台 ・堆肥舎 1棟 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の実施 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化 ・ヘルパー制度の活用
<p>NO、9</p> <p>肉用牛 (肉専肥育)</p>	<p><飼育頭数></p> <p>肉牛=120頭</p> <p>(耕畜連携による稲わら収集)</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛舎(1,600㎡)1棟 ・トラクター(34PS)1台 ・トラック 1台 ・ローダー 1台 ・マニユアスプレッダー 1台 ・ロールバレー 1台 ・堆肥舎 1棟 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の実施 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化
<p>NO、10</p> <p>養豚 + 水稲</p>	<p><飼育頭数></p> <p>母豚=100頭 出荷肉豚 =2,200頭</p> <p><作付面積> 水稲=250a <経営面積> 2.5ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖豚舎(300㎡)2棟 ・種雄豚舎(150㎡)1棟 ・育成豚舎(100㎡)1棟 ・肉豚舎 1棟 ・トラクター(34PS)1台 ・ふん尿処理施設 一式 ・乗用田植機(4条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・乾燥はRC(CE)利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の実施 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化

【組織経営体】（農業経営指標の例）

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
NO、1 水 稲 + 麦 (主たる農業従事者3人)	<作付面積> 水稲=30ha 麦=20ha <経営面積> 50 ha 作業受託 20ha	<資本装備> ・トラクター 40PS 3台 ・乗用田植機 (6条) 2台 ・コンバイン (4条) 2台 ・乾燥は RC(CE)利用又は乾燥機 (30石)1台 (24石)3台 <その他> ・圃場の団地化を図る。 ・集落営農の実施	・複式簿記の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・組織機能の強化

組織経営体の主たる農業従事者1人当たりの所得目標は、個別経営体の1経営体当たりの所得目標を主たる農業従事者1人当たりとみなす。

経営の多角化（6次産業化）の主な事例

	主な品目	製造・加工内容	取組のポイント
1	米（もち）	もち加工・販売	自家生産のもち米を使用して、切りもちや豆もち等に加工し、直売所、道の駅等で販売。 生産から加工・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売ができるとともに、農閑期における作業の平準化が図られる。 商品化に当たっては、餅つき機、餅切機、包装機の整備が必要。
2	米（うるち）	パン製造・菓子製造・販売	自家生産の米を製粉加工し、袋詰めにして販売するほかパン・菓子を製造し、自社店舗や直売所、道の駅等で販売する。 生産から加工・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売が可能。 商品化に当たっては、製粉機械や製造、発酵、加工及び包装を行う施設の設置が必要。
3	そば	そば製造・販売	自家生産のそばを製粉加工し、業務用として出荷するほか、そば粉から手打ちそばを製造し、自社店舗等で提供する。 生産から製造・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売が可能。 商品化に当たっては、加工施設の設置が必要。

4	なす きゅうり 白菜 だいこん	漬物加工・販売	<p>自家生産の野菜を漬物加工し、直売所や道の駅等で販売する。</p> <p>生産から製造・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売が可能。</p> <p>商品化に当たっては、加工施設の設置が必要。</p>
5	いちご なし トマト ブルーベリー 梅	ジャム・ジュース等加工・販売	<p>規格外品を含む自家生産の農産物を活用した加工品を商品化。</p> <p>生産者のグループ化により、加工原料を安定的に確保することも可能。</p> <p>加工品を道の駅等で販売することにより、青果のない時期でも農産物をPRできる。</p> <p>商品化に当たっては、洗瓶設備、充てん機、打栓機、殺菌装置等必要な設備を備えた清涼飲料水製造施設等加工施設の設置が必要。</p>
		ドライフルーツ加工・冷凍加工・販売	<p>自家生産の果実をドライ加工・冷凍加工し、業務用として、出荷、または道の駅等で販売する。</p> <p>生産から製造・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売が可能。</p> <p>商品化に当たっては、加工、小分け及び包装等の設備を備えた施設の設置が必要。</p>
		観光農園	<p>観光農園を開設し、自家生産の農産物や加工品を販売する。</p> <p>自ら情報発信を行うと共に、近隣の観光施設や旅行会社等と提携し、入場者を確保する。</p> <p>オーナー制度の導入や、地域と連携したイベントにより集客力を高めることも可能。</p> <p>開設に当たっては、観光施設として必要な施設の設置が必要。</p>
6	生乳	チーズ・アイスクリーム等乳製品製造・販売	<p>自家生産の生乳を使用して、チーズやアイスクリーム等を製造し、自社店舗や直売所、道の駅等で販売。</p> <p>生産から製造・販売の一体的な取組により、付加価値を付けた販売が可能。</p> <p>商品化に当たっては、搾乳した生乳を直接使用する場合は殺菌設備を伴う乳製品製造施設の設置が必要。</p>

7	豚肉 牛肉	ハム・ソーセージ等食肉加工・販売	<p>自家生産の豚、牛及び鶏の肉をハムやソーセージ等に加工し、自社店舗や道の駅等で販売する。</p> <p>生産から製造・販売の一体的な取組により、付加価値を付けた販売が可能。</p> <p>商品化に当たっては、加工方法に合わせて食肉製品加工施設の設置が必要。</p>
---	----------	------------------	--

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、町における主要な経営類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】（農業経営の指標の例）

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
NO、1 水 稲 ＋ 麦	<作付面積> 水稲＝3ha 麦＝2ha <経営面積> 5ha	<資本装備> ・トラクター 34PS 1台 ・乗用田植機 (4条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC(CE)利用 <その他> ・機械の効率的利用を図るための作業受託 ・作付けの団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化
NO、2 いちご	<作付面積> いちご＝15a <経営面積> 15a	<資本装備> ・園芸用パイプハウス 1,500㎡ 自動換気装置・カーテン装置 夜冷施設・保冷施設 畝上機 1台 <その他> ・出荷規格の簡素化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・臨時雇用の導入 ・家族の役割分担の明確化
NO、3 にら	<作付面積> にら＝20a <経営面積> 20a	<資本装備> ・園芸用パイプハウス 2,000㎡ ・にら採取機 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

第1の6に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から研修、就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していく

ことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業振興事務所や農業協同組合、とちぎ農業経営・就農支援センター等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
概ね60%	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業の活用等により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用「基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。」面積のシェアの目標である。

2 目標年次は概ね10年先とする。

効率的かつ安定的な農業経営体の育成経営体の目標

経営形態	営農類型	育成経営体の目標
個別経営体	① 水稲+麦	20
	② 露地野菜+水稲	15

	③ 施設野菜＋水稲	50
	④ 施設及び露地野菜	130
	⑤ 花卉	10
	⑥ 畜産	20
組織経営体	⑦ 水稲＋麦	5
	計	250

2. 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

町においては、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、関係機関と相互に充分な連携を図り、農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずる。

(3) 関係団体等との連携体制

町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、再生協議会、農業協同組合、農業公社、関係土地改良区（以下「土地改良区」という。）等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

3. 実質化された人・農地プランとの一体的な運用に関する基本的な事項（地域計画策定までの経過措置に限る）

実質化された人・農地プランに位置づけられた、今後の地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）は地域農業の担い手として認知されていることから、中心経営体から経営改善計画の認定申請があった際には、認定されるように配慮するとともに、認定農業者が中心経営体に位置付けられるよう、指導・助言・情報提供等を行うものとする。

4. 経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項

認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善が図られるよう、農業経営指標を活用した自己チェックを推進し、経営改善計画の最終年における目標達成に向けて、関係機関・団体等が連携して指導・助言等の支援を行うものとする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

町は、栃木県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の、農業経営基盤強化促進事業の実施に関する推進方針に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や、兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に基づく農地中間管理事業との適切や役割分担を図りながら、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 生産組織及び農業後継者の育成確保を助長する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、地域の特性を踏まえて実施するものとする。

また、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に基づく農地中間管理事業との適切な役割分担を図り、事業に取り組む。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 地域計画推進事業に関する事項

(1) 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域における稲作、酪農、園芸作物等の農繁期を避けて設定するよう努める。

(2) 協議の場の周知方法

幅広い農業者の参画を図るため、町の広報やホームページへの掲載、チラシ等の作成・配布に加え、関係機関への協力依頼を行い、周知を実施する。

(3) 協議の場の参加者

参加者については、区域内で営農している農業者をはじめ、多くの関係機関が参加するよう努めることとし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

(4) 相談窓口

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

(5) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(6) 地域計画の策定の進め方

地域計画の策定に当たっては、関係機関と密に連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか確認する。

2. 利用権設定等促進事業に関する事項（地域計画策定までの経過措置に限る）

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）とし利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定に関わらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連

合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する農地中間管理事業及び法第7条第1号に規定する農地売買事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めることによる。

- ④ 賃貸権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ 町長への確約書の提出や町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営と見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により当該農地所有適格法人に利用権設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号経営

局長通知。以下「要綱」という。)別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認められるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当り農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当り農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

① 町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用集積を図るため必要があると認められるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに、当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 農業委員会は農業公社と連携をとりながら、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって、農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

- ② 町は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のイに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について、利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの相手方及び方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の相手方及び方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が、賃借権又は使用貸借の解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることにより足りるものとする。

(9) 公告

町は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち、(7)の①から⑥までに掲げる事項を上三川町公告式条例(昭和30年上三川町条例第1号)の掲示場への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

町が、(9)の規定により公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによることにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
- ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定したものが賃借又は使用貸借の解除をしないとき。
- イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、自然的土地の条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来たさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を促進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項

を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、要綱様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ、(4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ、農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を上三川町公告式条例(昭和30年上三川町条例第1号)の掲示場により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に

において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実に認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めることに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、再生協議会、農業協同組合、農業公社、農業振興事務所、農地中間管理機構（栃木県農業振興公社）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4. 農業公社及び農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に促進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業公社及び農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受委託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業公社及び農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業公社及び農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

町は、効率的かつ安定的な農業経営を実現するための生産組織の確保・育成を推進する。さらに、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した、高い技術を有した人材育成に取り組む。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結、休日制の導入、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促

進に必要な、以下の関連施設との連携に配慮するものとする。

ア 町は、農業生産基盤の再整備を促進し、大区画化や集積・集約による省力化、畑作の振興、農用地の高度利用を促進するとともに、今後農業施設の維持管理を強化し、経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 町は、活力ある地域づくりを推進することにより農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 町は、水田農業経営を確立する対策への積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 町は、園芸作物等の生産振興を進めるとともに、有利販売実現と強固な産地形成のため、農業協同組合が中心となり産地の面積拡大を推進し、集出荷施設を拠点に品質・規格の揃った青果物の安定供給を計画的に推進し、首都圏農業の確立を図る。

オ 町は、農業集落排水事業（平成9年度～平成23年度）によって整備された排水への接続を積極的に推進し、農業用排水等の水質保全に努め、更に農村地域の環境の向上を図ることにより定住条件を通じ農業の担い手確保に努める。

カ 町は、農業振興地域整備計画策定事業（平成26年度見直し）により近年の農業及び農村の諸情勢を踏まえ、土地利用の調整、農業生産基盤の整備開発、農業構造の改善等を通じて生産性の高い農業の確立を図る。

キ 町は、地域の農業振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

町は、とちぎ農業経営・就農支援センター、農業委員会、再生協議会、農業協同組合、農業公社、農業振興事務所、土地改良区、農用地利用改善団体及びその他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

- 附 則
1. この基本構想は、平成26年1月16日から施行する。
 2. この基本構想は、平成26年9月24日から施行する。
 3. この基本構想は、令和3年12月23日から施行する。
 4. この基本構想は、令和5年9月21日から施行する。

別紙 1 (第 5 の 1 (1) ⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 6 号、第 8 号又は第 9 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2(第5の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力。固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金額以外のもの定められる借賃の支払いの等の定めは、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

	知) 第6に留意しつつ定めるものとする。		
--	----------------------	--	--

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてのIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。